



つくば市記者会 御中

つくば市経済部産業振興課

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会とつくば市との 事業用不動産物件の情報連携に関する協定締結について

項目(あてはまるものすべてにチェック)

イベント・会議等の事前周知依頼

イベント・会議等の取材依頼

イベント・会議以外の事業の周知依頼

参加者募集の周知依頼

その他()

全1枚(本紙含む)

<概要>

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「茨城宅建協会」という。）とつくば市は、事業用不動産物件の情報連携を通して、事業用不動産物件の有効活用と企業の立地を促進し、産業の活性化を図ることを目的として協定を締結します。

●日 時：平成30年3月2日(金) 午前11時からの定例記者会見終了後

●場 所：つくば市役所 5階 庁議室

●出席者：茨城宅建協会 張替会長、倉田専務理事、萩庭常務理事
つくば市 五十嵐市長

●内 容：経緯・概要の説明、締結、記念撮影、市長及び会長コメント、質疑・応答

●経 緯：

つくば市では、これまで市内に立地意向のある企業に対しては、つくばエクスプレス沿線開発地区の茨城県や都市再生機構が所有する産業用地や既存工業団地の空き用地等を紹介してきましたが、圏央道の整備効果による活発な企業進出の動きがあり、産業用地が不足している状況にあります。

そのため、引き続き企業の立地を促進し、雇用の拡大と地域産業の活性化を図るためには、民間が所有する事業用不動産物件の情報に関して、茨城宅建協会とつくば市が連携体制を構築することが重要であるとの認識で一致し、この度の協定締結に至りました。

【情報連携に関する事項】

・つくば市からの情報提供の依頼に基づき、茨城宅建協会は、会員業者に一括照会し、その結果をつくば市に提供する。

・つくば市は、提供のあった情報を市内に立地を希望している企業に開示する。

・会員業者は、物件の交渉の申出を受けたときは、立地を希望している企業と調整を行い、必要に応じて、媒介又は契約の業務を行う。

《補足説明》 事業用不動産物件とは、売却若しくは賃貸を目的とした土地、建物、テナントオフィスで、企業が製造、研究、物流、販売又は事務等を行うのに適した不動産物件をいう。